

# エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通等）給付金

長期化するエネルギー等価格の高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内各交通事業者及び運送事業者等の経営を支援し、及び下支えするために給付金を給付します。

## 対象事業者

路線バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者、トラック運送事業者

※ 上記事業者において、それぞれ次に掲げる支援金及び補助金の交付決定及び確定を受けている必要があります。

路線バス事業者 タクシー事業者 自動車運転代行業者 トラック運送事業者	鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金 (令和6年1月～3月分)
貸切バス事業者	鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金 (令和6年1～2月実績分)

## 給付金額

区分		給付額
路線バス事業者		1台あたり <b>24,000円</b>
貸切バス事業者		1台あたり <b>7,000円</b>
タクシー事業者	オートガス（LPガス）	1台あたり <b>4,000円</b>
	ガソリン又は軽油	1台あたり <b>10,500円</b>
	ガソリン及びオートガス	1台あたり <b>7,000円</b>
自動車運転代行業者		1台あたり <b>5,000円</b>
トラック運送事業者	大型自動車	1台あたり <b>5,000円</b>
	中型自動車	1台あたり <b>3,500円</b>
	小型自動車	1台あたり <b>3,000円</b>
	軽自動車	1台あたり <b>500円</b>

※ いずれも、霧島市内を本拠とする車両として登録されている車両に限ります。

## 申請期限

令和6年 **7月31日（水）**まで ※当日消印有効

※詳細は裏面をご覧ください。

●お問い合わせ先

霧島市商工振興課 TEL 0995-55-1603

土日・祝日を除く  
午前8時15分～午後5時

霧島市ホームページ URL <http://www.city-kirishima.jp>

地域公共交通等給付金

検索

**申請書類は、市ホームページからダウンロードいただくか、  
本庁や各総合支所センター、市民サービスセンターで  
お受け取りください。**



詳しくは市ホームページをチェック！

① 申請

(1) 申請書類（詳しくは市ホームページ「[申請書類チェックリスト](#)」でご確認ください。）

申請様式（第1号様式から第3号様式）、県支援金又は県補助金の交付決定及び確定通知書の写し、自動車検査証の写し、通帳の写し 等

(2) 申請期限

令和6年7月31日（水）当日消印有効

(3) 申請方法

原則として郵送

(4) 提出先・お問い合わせ先

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課 エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通等）給付金担当

☎ 0995-55-1603 土日・祝日を除く午前8時15分から午後5時まで

② 対象者（詳しくは市ホームページ「[申請要領](#)」でご確認ください。）

次の表に掲げる事業者で、次の(1)から(7)のいずれにも該当する必要があります。

路線バス事業者	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者
貸切バス事業者	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者
タクシー事業者	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者
自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第2項に規定する自動車運転代行業者
トラック運送事業者	貨物自動車運送事業法第2条に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を行う者

(1) 申請日時点で市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思があること。

(2) 令和4年又は令和5年に市税を納付していること。

(3) それぞれ次に掲げる支援金及び補助金の交付決定及び確定を受けていること。

ア 路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金（令和6年1月～3月分）

イ 貸切バス事業者

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金（令和6年1～2月実績分）

(4) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。

(5) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

(6) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。

(7) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。